

令和4年第6回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年6月24日（金）第6回鹿沼市農業委員会総会をそば割烹日晃において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	10番 奈 良 茂 男
11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄	13番 安 生 芳 子
14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子
18番 青 木 正 好		(16名)

欠席委員 9番 廣 田 和 世 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第6回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

7番 荻原俊彦委員、15番 神山卓也委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買4件の許可申請が提出されました。

別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件の

すべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、武子の売買の件は、玉田町の●●さんから武子の●●さんへの売買です。現地には背丈50cm程のつつじが植わっていました。問題ありませんのでご承認をお願いします。2番、仁神堂町の件は、宇都宮市の●●さんから仁神堂町の●●さんへの売買です。申請地は菊沢東小学校の前で広さは7, 116㎡です。周囲の状況から問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎竹澤 靖委員 3番、これは4月に許可をいただいた農地の続きの部分になります。●●さんから●●さんへの売買です。農地に入るには●●さんの農地を通るしかなく、何ら問題ありませんのでご承認の程よろしくをお願いします。

◎大森用子委員 4番、●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは麻農家で女手一人で頑張っております。この土地をフリースクールに手伝っていただくということで、●●さんのお子さんも一緒に参加して、野菜や野菜の他にも綿とかいろいろ構想を練っているところです。問題はありませぬのでよろしくをお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎川田武雄委員 4番について、譲渡人が神奈川の方で、上永野の方が土地を買うということで、私の担当地区内の農地なので、いろいろ地域住民、隣地の方から質問等が寄せられました。現地のことについては大森委員から話がありました。結論から言いますと、3条申請は農地を荒らさないという意味からご承認いただければと考えます。ただし、質問等が寄せられたことが意味するものは、ここは3反歩ちょっとの面積があり6筆になりますが、問題は、フリースクールの方がこの農地の一部に4月にジャガイモを植えた。そしてそのすぐそばの空き家の母屋でバーベキューをやって騒いでいた。4月の話です。近所からは「何だあれば、地元の人ではないだろう」となった。5月になって、フリースクールの方がここを使うらしいという情報が地元へ伝わり、今回3条の申請が出てきたので話がつながった。申請に先立ついろいろな動きを地域住民はよく見えています。隣地の地主からも、何の相談も来ていないとの話が寄せられています。推進委員にもいろいろ話が寄せられています。ですから、農地としてきちんと活用していただく、無農薬栽培ということも広まっていますから、きちんとやっていただく、譲受人は上永野ですから来るのに時間はかかるが、指導者としてしっかり指導していただく、ということをお願いして、自分も地域には説明しますので3条の許可はお願いしたい。

◎大森用子委員 ●●さんですが、私も現場を見てきました。実際に距離を測りましたら28

kmありました。確かに遠いと思います。ですが、これからのことをいろいろ聞いてきました。今は草が生えているけれども、これからきれいにして野菜をまく。きれいにして確実に畑として使っていくから、そこは心配無いと言っておりました。フリースクールは、今は日曜日に10人前後で保護者同伴でやっているが、将来的に平日も作業するのようにしたいと検討している。代表者の方は鹿沼市内に住宅を求めて、将来的にそこに住むようになると話をしていました。母屋については改修して子供たちが休んだり、いろいろできるようにしたいとのこと。農地は今ちょっと荒れていますが、ちゃんと畑にするので大丈夫ですということは確認してきました。

◎川田武雄委員 補足します。私、3条の空き家付き農地について調べてきました。改築も既に動いていますから、賃借の関係もきちんとやらないと。引田には200戸住んでいます。さらに西大芦、下沢とありますので「何だあそこは」ということになってきます。空き家対策とか賃借とか、隣地との境界線がまだ許可取っていないとかありますので、今後に向けてよろしくお願ひしたい。条件を満たすよう対応していただければ、またはアドバイスしてあげれば良いのではないかと思います。トラブルが起きないように私どもも説明している訳ですから、そのことを明確にやっていかないと。以上、そのことをお願ひして、本件については承認いただけるようお願ひします。

◎事務局（渡邊主事） 事務局でも現地調査等を含めて、申請者の●●さん、フリースクール関係者、代理人である行政書士の方に来ていただき、今後の進め方等について聞き取り調査を行いました。農地はきちんと管理して●●さんが中心としてやっていくが、一人で難しい部分は手助けとしてフリースクールの生徒や保護者に作業を手伝ってもらおうという形で耕作はしていくという話を頂いています。

◎川田武雄委員 3条は、私は了解しています。今後に向けて、空き家対策とか地域住民は見えています、農家の人だけではないので。そののとおろをお願ひしたい。今回の場合は承認をお願ひしたい。今後に向けては問題を起こさないようにお願ひしたいということです。よろしくお願ひします。

◎吉高神 勇委員 4番について、フリースクールの代表がゆくゆくは鹿沼市に住みたいとのことでしたが、●●さんが今回個人で買って、この後、誰かに貸すのでしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） 今回の農地は取得するのは●●さんです。今回取得する農地の隣に空き家がありまして、そちらは●●さんとは別の方がフリースクールとして使いたいということで取得する予定になっています。その畑に関しては、フリースクールの生徒や保護者が●●さんの手伝いをするというように聞いています。あくまで農地の所有者は●●さんになりますので、条件的に問題は無いと考えています。それと先ほど川田委員の発言の件につきましては、許可前に使用していた、違う用途に使っていたとかの話もありましたので、事務

局から先ほど説明したように、本人及び関係者を呼びまして、きちんと農地として使用するよう、草刈り等の管理もきちんと耕作するように指導して、相手方の了承も得ておりますので今回は問題ないと考えております。なお今後については、そういったことが心配ということでしたら、随時パトロール等を通じて状況を確認して指導をしていきたいと思っております。

◎吉高神 勇委員 フリースクールとはどういうものなのか。指導者はいるのでしょうか、生徒たちを集めて空き家に一緒に住んで農作業をするということでしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） フリースクールというのは、いろいろな事情があって通常の小学校や中学校に通えないお子さんが自由に通える、学校に代わるような施設です。フリースクールの授業の一環として、農業体験などを通して通常の学校に通えるようにとか、社会参加できるように進めていくような施設となっております。

◎吉高神 勇委員 確認ですが、フリースクールの運営は個人がやるのでしょうか、会社でしょうか。どういう人、団体がやっているのか、将来問題になった時に誰に言えばいいのか等も知っておきたい。

◎事務局（宇賀神係長） この団体は任意の団体で「●●学校」という団体です。代表者は●●さんという方で、この方は先月の農業委員会で転用許可が出た下沢の農地に自分の住宅を建てることになっております。住まいが下沢、スクールが引田ですので距離的にも問題無いと思っております。●●さんは農家の手伝いなどを数年間やってきたこともあり、今後、自宅周辺の田を取得して稲作をやりたいということも聞いております。

◎川田武雄委員 今の話を受けて、個人ということを押さえた上での話ですが、今後米作りをやりたいということであれば、きちんと3条を通して新規就農ということでやればいいのか、フリースクールでは3条は通らないからこういう形です。空き家はフリースクールが使います。何となく矛盾を感じてしまう。こういう話はきちんと整理しておかなければならない。こういう形が通りましたとなれば情報は広まっていきますから。よろしくお願ひします。

◎議長 今、川田委員からありましたように、法抜けじゃないけど、こういうふうにやられるとどんどん他へも広がってしまう。どうもまだ良く理解できていないので事務局からもう一度説明して欲しい。

◎江俣伸一委員 よろしいですか。今までいろいろ質疑を聞いていますと、●●さんが果たして農地を耕作できるかできないのか、その代わりにフリースクールの人が耕作をするということで農地法の3条に適合するのかわからないのか、そこがポイントだと思うのですが。

◎事務局（宇賀神係長） 今回のケースは、あくまで農地の所有者、権利者は農業者である●●さんであって、フリースクールの関係者の方は●●さんを手伝うということで、●●さんの畑の作業を行うという形になっております。自分で土地を借りて好きなように作れるということではなくて、あくまで所有者の許可を得た上で、所有者から指示された作業を行うということですので、法律上問題は無いと考えています。

◎議長 ●●さんは何歳ですか。

◎大森用子委員 ●●さんですが、家族は2名です。本人は40歳かな。小学1年生の息子さんがあります。麻農家で2年間研修を受けまして、今は土地を求めて麻で頑張っています。鶏を飼ったり、家庭菜園的な野菜はいろいろ作っています。●●さんはその土地を買って、遠いけれども自分の息子も学校が終わったら連れて行って草むしりとか一緒にやって、その仲間たちと一緒にいろいろ野菜を作ると言っていました。事務局が言ったように、主体は自分であるけれどもフリースクールの人たちに手伝ってもらう。機械は入れないで皆さん手作業でやると言っていました。自分は農家なので農機具は持っていますが、当面は手作業で野菜を作る。野菜の他にも綿とか珍しいものもたくさん作れるように考えていると言っていました。

◎川田武雄委員 発言も最後になると思いますが、まず1つは、3条は認めてもらいたい。2つ目は、3条の条件として第2項第1号、全部効率要件、子供たちが当てはまるというかたちで調書を作っている訳ですから、この関係をきちんと守る、そこまでは認めてもらいたい。ただ、残念ながら時間がかかってしまったのは、法抜けに見えたので皆が発言している。江俣委員が発言した「3条の条件はどうなのか」ということ。その人が28km離れたところに土地を買って農業をやります、それはいいんですよ。そこにスクールが入って任せちゃうという形になっちゃうと話がまとまらなくなっちゃう。だから今回の場合は、3条は了解してもらって、そして報告を受けて、皆さんも聞いてますしメモも取ってますから、それに向けてやってもらう。これが4月、5月、6月になって初めて出てきたから私が発言できた。そういうことをご理解いただきたい。家についても、何であそこに建てるのか、法人か法人でないかも聞きましたので、空き家対策もありますので、そのところを一つよろしくお願ひしたい。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説

明いたします。1番、見野における●●さん●●さん申請の一般住宅への転用については、東と北を畑、西を宅地、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。2番、武子における●●申請の太陽光発電施設への転用については、東と北を雑種地、西と南を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、加園における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を道路、西と南を宅地、北を畑に囲まれた農地です。本申請は、令和2年2月の農業委員会にて許可となりました●●の事務所及び工場への転用敷地のうち、当初計画から敷地を縮小し、縮小した南側の土地へ申請人が事業承継、一般住宅を建設するものです。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。4番、上奈良部町における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を畑、西と南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。5番、上南摩町における●●申請の土置場への転用については、東と南と北を山林、西を道路に囲まれた農地です。本申請は、昨年12月の農業委員会において審議保留となり、本年5月に申請人申出により取下げとなった案件の再申請となります。前回の申請では、事業計画において地元地域に対する環境保全・災害対策が不十分であったことから、その後地元自治会と事業者間で協議を行い、適正な土砂搬入・管理を定めた鹿沼市土砂条例の遵守を基本とする自然環境保全協定を自治会と事業者で締結したのち、本申請の提出となっております。なお、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、上南摩町における独立行政法人水資源機構思川開発建設所申請の思川開発事業の説明施設への一時転用については、県道を挟んで西側に説明施設エリア、東側に育苗プランターエリアを設営することとしております。県道西側の説明施設は、東を道路、西と南と北を畦畔に囲まれた農地、県道東側の育苗プランターエリアは、東を畑と畦畔、西と南と北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。7番、深津における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑、西と北を道路、南を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。8番、深津における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を山林と道路、西を道路、南を山林、北を宅地と道路に囲まれた農地です。本申請は、令和3年2月の農業委員会にて許可となりました一時転用につきまして、当初の事業面積から457.77㎡を追加拡張し、総面積を7,008.77㎡とする変更申請となっております。なお、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。9番、磯町における●●申請の太陽光発電施設への転用については、東を原野、西を宅地と道路、南を宅地、北を畑と宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用9件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（神山卓也委員） それでは報告いたします。去る6月17日に、私と荻原委員、宇賀神係長、田野井主査の4名で現地調査を行いました。1番、見野の件は、見野の農業、●●さんから千渡の●●さん●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。場所は市立菊沢西小学校から北西へ約1.6kmの県道板荷玉田線沿いになります。畑ですが隣接には住宅が建っているような所で、譲渡人と譲受人は祖父と孫という関係になります。特に問題は無いと見てまいりました。2番、●●さんから●●への売買による太陽光発電設備への転用です。鹿沼市斎場から北東へ約400mの例幣使街道から東へ少し入った所になります。周りの状況は、武子工業団地があったり、太陽光発電設備が既にかなり出来ているような所でして、今回の農地の部分は367㎡ですが、隣接の山林と合わせて9,500㎡位の事業計画になっています。周りの状況から、特に問題は無いと見てまいりました。3番、加園の件ですが、●●から●●の会社役員である●●さんへの売買による一般住宅への転用です。場所は加蘇コミセンから北東へ約550mの山間のところです。事務局から説明があったとおり、●●が事業用地として取得していたところの計画変更で、役員の●●さんが一部を住宅用地として利用したいという案件です。周りの状況から、特に問題は無いと見てまいりました。4番、上奈良部町の件ですが、農業の●●さんから会社員の●●さんへの一般住宅を目的とした転用になります。場所は鹿沼市公設市場から南西へ約800mの畑作地帯で、農振農用地だったところを除外しての今回の申請です。●●さんと●●さんは祖母と孫という関係で、隣接地にも●●さんの親の家が建ってしまして、場所としても問題は無いと見てまいりました。

◎現地調査員（荻原俊彦委員） 5番、上南摩町の件は、売買による土置場への転用です。場所は市立上南摩小学校から北へ約700mの山間の窪地です。この件は去年、中古車置場として申請が上がりましたが、何人かの委員さんたちも現地を見ていると思いますが、保留となり、その後取下げとなった場所です。今回、現地調査としては問題無しとは言わずらいところもありますが、事務局の説明どおり、使用者の●●が法律に従って使用されて、また地元の方々も納得しているのであれば、問題無しと言えるのではないかと思います。6番、これも上南摩町の件ですが、賃借権設定による思川開発事業の説明施設への一時転用です。場所は市立上南摩小学校から西へ約700m、南摩ダム建設現場の下流の道路沿いです。道路の両側に分かれていまして、南西部が説明会場と駐車場、北東部が表層土置き場と植え付け用の育苗場にするそうです。問題無いと見てまいりました。7番、深津の件は、賃借権設定による園芸用土採取への一時転用です。場所は市立津田小学校から南東へ約1.2kmの場所です。雑草が生えていましたが、周りの状況から問題は無いと見てまいりました。8番、これも深津ですが、賃借権設定による園芸用土採取への一時転用です。これは令和3年2月に一時転用の申請がありまして、現在土を採取している場所の隣です。何ら問題は無いと見てまいりました。9番、磯町の件は、賃借権設定による太陽光発電施設への転用です。場所は市立南押原中学校から北へ約300mのところ竹や雑草がだいぶ生い茂っていましたが、

周りには太陽光発電設備がいくつかあり、周りの状況から問題は無いと見てまいりました。
以上で現地調査員の報告を終わります。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番の見野の件は、見野の農業●●さんから千渡の●●さん、●●さん夫婦への使用貸借権設定による一般住宅敷地のための転用です。●●さんは●●さんの孫ということです。現地調査員の報告のとおり、問題ありませんのでご承認をお願いします。2番の武子の件は、武子の農業●●さんから東京の太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備への転用です。現地調査員の報告のとおり、問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎荻原俊彦委員 3番、加園の件は、御成橋町2丁目の●●さんから加園の会社役員●●さんへの売買による一般住宅のための転用です。現在お住いの住宅は、前に道路拡張のために庭が取られてしまって駐車場が無いような状態で不便をしているということでした。事務局の説明、現地調査員の報告のとおり、問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎吉高神 勇委員 4番の件は、●●さんから●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅敷地への転用です。●●さんは●●さんの孫にあたります。現地調査員の報告のとおり、問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎奈良茂男委員 5番、6番は上南摩町ですので続けてご説明いたします。5番の件は、昨年12月の総会において一時棚上げになった案件です。5月9日に再申請がありました。12月の時点では資材置場の申請でしたが、今回、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんより、宇都宮市峰1丁目の貨物輸送業●●への売買による土置場への転用の申請です。今回の申請にあたり、事務局のご意見をいただきながら、業者と地元の協定書を作成し合意に至りました。現地調査員の報告にもありましたが、問題はないと思いますのでご承認をお願いします。6番、同じく上南摩町の申請の件は、市立上南摩小学校より西へ約700mのところ、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんより、独立行政法人水資源機構思川開発建設所への賃借権設定による一時転用です。●●さんの土地には育苗施設、●●さんと●●さんの土地にはダムの説明施設、●●さんの土地には表層に使う土の仮置場として使うとのこと。現地調査員の報告のとおり、問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎安生芳子委員 7番の深津の件は、農業●●さんの土地を、園芸用土採取販売業●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認をお願いします。8番、これも深津ですが、農業●●さん、●●さん、●●さんから、園芸用土採取販売業●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 9番、磯町の件は、磯町の●●さんから宇都宮市の●●への賃借権設定による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎吉高神 勇委員 3番については、製造業である●●が農地を持って、その転用計画を変更して会社役員の方が住宅用地として買うということでしょうか。ということは、これは転売ということにはならないのでしょうか。

◎事務局（田野井主査） お答えいたします。3番加園の件につきましては、本来は●●が事務所と工場を建てる計画で令和2年2月に許可を得たものですが、その後の新型コロナウイルス感染症の影響により事業の見直し縮小せざるを得なくなりました。それと、前からですが社長の●●さんが住宅用地を探していたということがありまして、近所に住んでいますが、会社を建てる部分と、残る部分は有効活用したいということで、転売かと言われると事実上そのような形になってしまいますが、やむを得ない理由で会社を縮小せざるを得なかったことと、やむを得ない理由で家の敷地の拡張、もう少し広いところを確保しなければならないということがありこれが一致したということと、もし単独で●●さんが周辺の農地を購入することを想定した場合、農地法第5条の許可要件を満たす農地選定であれば転用の許可は出る見込みがあるので今回の申請を受け付けたということです。

◎川田武雄委員 これは農地法第5条ですよ。5条は農地を第三者に売るとかそういうことです。会社の代表者は農家ですか。

◎事務局（田野井主査） 農家ではありません。

◎吉高神 勇委員 そうすると、これは農地を元の持ち主に返して、改めて●●さんが買う売買契約を結べばいいのではないかと思うのですが、5条の中で●●が農地を売るといのはどうなのかとは感じます。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めた。

◎鈴木克男委員 5番ですが、先ほど奈良委員から説明がありましたが、今回は土置場ということで前回の時とは内容が違いますが、どんな土を入れるのか、どれくらい盛るのか、盛り終わった後はどうするのかお聞きしたい。

◎奈良茂男委員 この件については再三にわたって業者と自治会を交えて話し合いをしました。

最終的にこういう結果になったのですが、確かに鈴木委員が言われたとおり、土を置くということになると最終的にはどうするのかということは思うところですが、そこまでの話にはなりません。業者からは、例えば山を崩した土の仮置場として置いて、その土を利用する現場があればそこから持ち出すというようなことは聞いています。その際、それに関しての条例もあり、条例は守って行いたいという話にはなりました。また作物ができるような土ではなく、碎石のようなものになるのだらうと思います。

◎事務局（田野井主査） 補足をさせていただきます。この場所は半分湿地といいますか、水はけが悪く沢水が出てくるような場所ということで、業者の事業計画としまして平均40cm、場所によっては1mの土盛りをするようになります。土盛りをすることについては環境課の土砂条例を通してから行うということになります。次に、そこを農地として利用するかということについては、今回は永久転用の売買になりますので耕作等はせず、奈良委員が言われたとおり山から崩してきた土、若しくは検査を経た建設残土等を置いて、それを必要としている場所に持ち出す。持ち込み持ち出すための仮土置場になります。持って来る時、運び出す時にも、市の環境課の承認を得るというかたちで土砂条例に基づいて行う。このことにつきまして今回協定書、地元の協定書の写しをいただいているのですが、その中に土砂条例を遵守して行うということと、先ほどありましたが他の用途に使うのではないかということがありましたが、用途を変えたいと思ったときには必ず事前に自治会と協議すること、それらをきちんと守るよという協定書の内容になっています。以上です。

◎鈴木克男委員 現在、田と畑であるところに土を置いて持ち出すことを繰り返すということだが、もし後々汚染土なんか持ち込まれたら運び出せず積みっぱなしになる。大きな玉石混じりの土とか山の固い土とか持ち込んだら農地に戻せなくなるのではないか。

◎事務局（田野井主査） 永久転用になりますので、田や畑に戻すことはしません。今回土置場ですが分類としては資材置場になります。土という資材を置くという風に考えてください。

◎奈良部繁雄委員 これは農地法第5条の案件で、資材置場にするための売買であり、これを農地にするとかそういうものではなく、質問内容がずれてしまっていると思う。あくまでこの土地を農地以外の扱いにするもので、最終的には雑種地のような扱いになるのだらうと思う。5条とはどういうことなのか事務局から改めて分かり易く説明してください。

◎事務局（宇賀神係長） 農地法5条についてですが、農地を農地以外のものにして、併せて土地の権利、所有権や賃借権を移すものになります。今回の件に関しては、今まで田であったものを、今後はいわゆる工事残土とか山から出た土砂とか、そういったものを一時的に仮置きする場所として使用する用途に変わるものになります。鈴木委員が言われた産業廃棄物などが持ち込まれるのではないかという懸念については、その対応については他の法律や本市の土砂条例等で決まりがありますので、そちらで対応していくことになります。

◎奈良茂男委員 鈴木委員にはこの話が出た時、現地で現状を見てもらいながらいろいろアドバイスをいただきました。私たちもそれを念頭に置いて再三にわたり業者や自治会とも話しをしまして、やっとの思いで協定書を作りました。そして地元の皆さんにも了解を得まして今回の運びになったのですが、やはり協定書ですね、口約束だけではだめということで文書にしたわけですが、自治会長と私の所にもその控えがあります。私達もマメに現地の状況は確認しまして、何かあったら協定書を基に業者と話し合っって対応をしていきたいと考えていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問が無いため、承認について諮り、1番から9番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年6月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページから7ページをご覧ください。新規の利用権設定が5件、15筆、35,477㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。更新の利用権設定が3件、4筆、8,559.48㎡となっております。続いて、議案書9ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が3件、9筆、9,839㎡となっております。続いて、議案書10ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、4,358㎡となっております。これら合計13件、30筆、面積58,233.48㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から13番の案件の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時32分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年6月24日

議 長

署名委員

署名委員
